

# 福山市観光関連事業者応援金

広島県の集中対策に基づく外出機会の削減要請等の影響により、売上が減少した観光関連事業者に対して支援を行います。

## 対象者

- ①中小企業者又は個人事業主（みなし大企業は除く）
- ②福山市内に本社があり、かつ市内で営業を行っていること
- ③次のいずれかの事業を行っている者
  - (1) 旅館業
  - (2) 住宅宿泊事業
  - (3) 旅行業
  - (4) 貸切バス事業
  - (5) タクシー事業
  - (6) イベント関連事業
  - (7) その他観光関連事業
- ④2020年（令和2年）12月から2021年（令和3年）2月までのいずれかの月における売上が対前年同月比30%以上減少していること

## 交付額

1事業者当たり30万円

## 申請期間

2021年（令和3年）4月5日（月）から  
2021年（令和3年）5月28日（金）まで

## 必要書類・申請手順など

詳しくは

福山市 観光関連事業者応援金

検索

でご確認ください。

〈申請・お問合せ先〉

福山市 経済環境局

文化観光振興部 観光課

〒720-8501 福山市東桜町3番5号

TEL 084-928-1219（直通）

# 応援金交付要件

対象者

- ①中小企業基本法及び中小企業振興施策に関連する法令に規定する中小企業者又は個人事業主（みなし大企業は除く）
- ②2021年（令和3年）4月5日時点において、福山市内に本社があり、かつ市内で営業を行っており、次に掲げる事業区分の要件を有していること

旅館業	旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の規定により旅館業の許可を受けた者 （風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項第4号に掲げる営業を営む者又は社会通念上当該営業に相当する営業を営む者は除く。）
住宅宿泊事業	住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第3条の規定により届出を行った者
旅行業	旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条の登録を受けた者のうち、第1種旅行業務、第2種旅行業務、第3種旅行業務又は地域限定旅行業務のいずれかを営む者
貸切バス事業	道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業の許可を受ける者
タクシー事業	道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送事業限定事業者を除く。）の許可を受ける者
イベント関連事業	大会や祭り等イベント事業から収益を得ており、イベント事業の実績がある者
その他観光関連事業	福山観光応援キャンペーンのクーポン登録事業者ほか観光客を対象にしたお土産等小売事業などを営む者

- ③2020年（令和2年）12月から2021年（令和3年）2月までのいずれかの月における売上が対前年同月比30%以上減少していること

その他要件

- ・ 広島県の集中対策に基づく外出機会の削減要請等の影響を受けていること
- ・ 広島県事業（「頑張る飲食店応援事業」及び「頑張る飲食店納入事業者応援事業」）に基づいた給付を受けていないこと
- ・ 「福山市新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン（職場編）」eラーニングを修了していること
- ・ 建物内において製品又はサービスの販売を行っている場合は、広島県「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」の登録を行っていること
- ・ 今後においても事業を継続する意思があること
- ・ 代表者、役員又は使用人その他の従業員、構成員等が福山市暴力団排除条例（平成24年条例第10号）第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条第2号に規定する暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有しない者
- ・ 市税を滞納していない者